

## 法人設立に際し税務上の手続きの仕方

### 1. 税務署へ提出するもの

(1) 法人設立届出書…次の書類を添付

- ① 定款等の写し
- ② 会社の登記簿謄本
- ③ 株主等の名簿(定款等の写しにあれば不要)

(2) 青色申告の承認申請書…**設立した日から3ヶ月以内**又はその**事業年度の終了の日**  
か**いずれか早い日**までに提出

(3) 給与支払事業所等の開設届出書

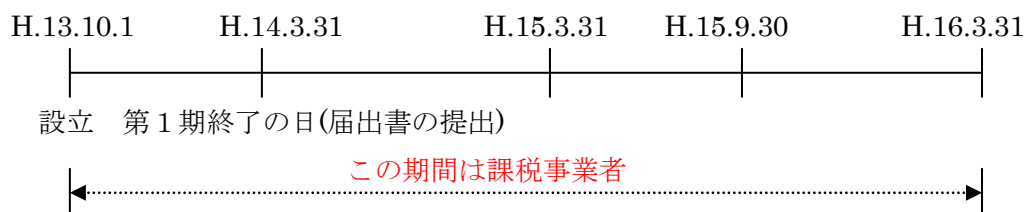
(4) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する届出書(常時**従業員が10人未満**の事業所)  
…申請書を提出した月の**翌月から適用**

(5) 消費税課税事業者選択届出書(多額の設備投資をしている場合)

…**設立事業年度の末日**までに提出

※ ただし、この届出を提出すると、**最低設立の日から2年を経過する日の属する事業年度までは課税事業者**として申告しなければならないので、注意して提出する必要がある。

<具体例>



### 2. 県税事務所へ提出するもの…法人設立届出書とともに次のものを添付

- (1) 定款等の写し
- (2) 会社の登記簿謄本
- (3) 株主等の名簿(定款等の写しにあれば不要)

### 3. 市町村役場へ提出するもの…法人設立届出書とともに次のものを添付

- (1) 定款等の写し
- (2) 会社の登記簿謄本
- (3) 株主等の名簿(定款等の写しにあれば不要)